

5農振第3245号
令和6年3月28日

栃木県知事 殿

農林水産省農村振興局長

「太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて」の一部改正について

「太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて」（平成28年3月31日付け27農振第2442号農林水産省農村振興局長通知）を、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知）の廃止及び「「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農林水産省農村振興局長通知）の制定に伴い、別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、関係事務を適切に処理されたい。
なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。

(別紙)

太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農振第 2442 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>1～6 (略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法面等に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて太陽光発電設備を設置する場合であって、当該太陽光発電設備の一部が本地の上部空間に及ぶ場合には、下部の農地における営農の適切な継続の確保について、「<u>「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について</u>」（令和 6 年 3 月 25 日付け 5 農振第 2825 号農林水産省農村振興局長通知）に基づき判断するものとする。</p>	<p>1～6 (略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法面等に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて太陽光発電設備を設置する場合であって、当該太陽光発電設備の一部が本地の上部空間に及ぶ場合には、下部の農地における営農の適切な継続の確保について、「<u>「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備についての農地転用許可制度上の取扱いについて</u>」（平成 25 年 3 月 31 日付け 24 農振第 2657 号農林水産省農村振興局長通知）に基づき判断するものとする。</p>

附 則

- 1 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に 設置する場合の取扱いについて

平成 28 年 3 月 31 日 27 農振第 2442 号
農林水産省農村振興局長から都道府県知事あて
最終改正 令和 6 年 3 月 28 日 5 農振第 3245 号

「平成 26 年の地方からの提案等に対する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）において、太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の農地転用許可制度の取扱いについては、先行的な事例における営農への影響等を検証しつつ、一時転用の転用期間が満了する前に、再度一時転用許可を行うことができるよう見直しを行うこととされたことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととし、平成 28 年 4 月 1 日に施行することとしましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

また、再生可能エネルギー発電設備の設置については、①第 2 種農地（周辺の他の土地を供することにより申請に係る事業の目的を達成することができない場合に限る。）又は第 3 種農地（「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第 2 の 1 の(1)のオ及びカの第 2 種農地又は第 2 の 1 の(1)のエの第 3 種農地をいう。以下同じ。）において設置する場合には、当該設備の設置主体によらず、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の規定による農地転用許可を受けて設置が可能であること、②荒廃農地のうち、運用通知第 4 の(1)及び(2)のアの規定に基づき農業委員会が農地に該当しないと判断した土地は、農地法の規制の対象外となるため、当該土地に設置する場合には、農地法の規定による農地転用許可は要しないこととなることから、これらの取扱いについても留意しつつ、制度のより一層の適切な運用をお願いいたします。

併せて「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 28 日付け 23 農振第 2508 号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止します。

なお、貴管内の市町村に対しては、貴職から通知をお願いいたします。

記

1 太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて

- (1) 農地の法面又は畦畔（以下「法面等」という。）は、作付けを行う田面又は畑面（以下「本地」という。）の機能の維持及び管理にとって必要なものであるため、本地と一体的に農地として取り扱っているところである。

したがって、法面等に太陽光発電設備（太陽光を電気に変換する設備等をいう。以下同じ。）を設置する場合には、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可が必要となる。

この場合の太陽光発電設備の設置については、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないようにする必要があること等から、一時転用許可の対象として可否を判断するものとする。

- (2) 許可権者（転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村（農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）は、一時転用許可を行う場合には、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知。以下「処理基準」という。）及び運用通知の定めによるもののほか、次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。
 - ア 申請に係る転用期間が3年以内の期間であること。
 - イ 簡易な構造で容易に撤去できる太陽光発電設備として、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。
 - ウ 太陽光発電設備が、本地を維持及び管理するために必要な法面等の機能に支障を及ぼさない設計となっていること。
 - エ 太陽光発電設備の設置による農業用機械の農地への出入りの支障、日照や通風の制限又は土砂の流出、設置後の太陽光発電設備のメンテナンスによる営農への支障等周辺の農地（当該農地の本地及び隣接する農地をいう。以下同じ。）に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められること。
 - オ 位置等からみて、申請に係る法面等の周辺の農地以外の土地に太陽光発電設備を設置することができないと認められ、また、周辺の農地の効率的な利用等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

特に農用区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。

 - a 農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
 - b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと
 - カ 太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。
 - キ 事業計画において、太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあること。

2 転用期間が満了する場合に、あらためて1の(2)の確認を行い、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における法面等及び周辺の農地の状況を十分勘案し、総合的に判断するものとする。

3 一時転用許可の条件等

- (1) 法面等への太陽光発電設備の設置に係る一時転用許可は、農地法第4条第7項又は第5条第3項において準用する農地法第3条第5項の規定に基づき、処理基準及び「農地

法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「処理要領」という。)の定めによるもののほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。

ア 本地を維持及び管理するために必要な法面等の機能が確保され、太陽光発電設備がこれを前提として設置及び利用されること。

イ 法面等の状況を、毎年報告すること。

ウ 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合若しくは生ずるおそれがあると見込まれる場合には、必要な改善措置を迅速に講ずること。

エ 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合若しくは生ずるおそれがあると見込まれる場合、太陽光発電設備を改築する場合又は太陽光発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。

オ 太陽光発電設備について、農地法第4条第1項又は第5条第1項に基づき許可書を申請者に交付するときは、その許可書に下記の注意事項を記載するものとする。

〔注意事項〕

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないとき又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべき事を命じることがあります。

4 許可申請

太陽光発電設備について、転用許可を申請する場合には、処理要領の定めによるほか、次に掲げる書類を申請書に添付するものとする。

- (1) 太陽光発電設備の設計図
- (2) 本地における営農計画書及び法面等の維持管理に関する計画書
- (3) 太陽光発電設備を設置する者と法面等の所有者等が異なる場合には、太陽光発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面

5 報告

- (1) 太陽光発電設備の法面等への設置について、転用許可を受けた者は、法面等の状況を許可を受けた日が属する年の翌年以降、毎年2月末日までに許可権者に報告するものとする。
- (2) 許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告する。地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめの上、農村振興局長に報告する。農村振興局長は、報告があった事項を取りまとめの上、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長、都道府県知事及び指定市町村の長と情報共有が必要な事項について、これら

関係機関に対して情報提供を行う。

6 許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び許可権者による指導

- (1) 許可権者は、処理要領4の6の(3)により、農地転用許可後の転用事業の進捗状況を把握するものとする。
- (2) 許可権者は、周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。
- (3) 許可権者は、太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合及び(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、転用許可を受けた者に対して、太陽光発電設備を撤去するよう指導するものとする。

7 その他

- (1) 農業委員会は、農地パトロールの際に太陽光発電設備の設置に係る法面等及び周辺の農地の状況について定期的に確認し、周辺の農地の営農の適切な確保を図るために必要な指導を行うとともに、周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、許可権者に報告する。
- (2) 太陽光発電設備の設置については、農閑期に行うことが望ましい。
- (3) 法面等に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて太陽光発電設備を設置する場合であって、当該太陽光発電設備の一部が本地の上部空間に及ぶ場合又は当該太陽光発電設備の日陰が本地に及ぶ場合には、下部の農地における営農の適切な継続の確保について、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農林水産省農村振興局長通知）に基づき判断するものとする。